

個人情報保護マネジメントシステムJIPDEC指針適合状況監査チェックシート

作成日付	2023/1/11
実施日	2023/1/11
実施者	

分類	指針内容	監査部門チェック			
		記載規程	項番	適否	コメント
J.1 組織の状況					
J.1.1 組織及びその状況の理解(4.1)	1. 事業者は、個人情報を取り扱う事業に関して、個人情報保護マネジメントシステムに影響を与えるような外部及び内部の課題を特定すること。	「個人情報保護基本規程」	J.1.1	○	
J.1.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解(4.2)	1. 事業者は、次の事項を特定すること。 a) 個人情報保護マネジメントシステムに関連する利害関係者 b) その利害関係者の、個人情報保護に関連する要求事項	「個人情報保護基本規程」	J.1.2	○	
J.1.3 法令、国が定める指針その他の規範(A.3.3.2)	1. 事業者は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範(以下、「法令等」という。)を特定し参照する手順を内部規程として文書化すること。 2. 法令等を特定し参照すること。	「個人情報保護基本規程」	J.1.3	○	
J.1.4 個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲の決定(4.3)	1. 事業者は、自らの事業の用に供している全ての個人情報の取扱いを個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲として定め、その旨を文書化すること。	「個人情報保護基本規程」	J.1.4	○	
J.1.5 個人情報保護マネジメントシステム(4.4)	1. 事業者は、本指針に従って、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、継続的に改善すること。	「個人情報保護基本規程」	J.1.5	○	
J.2 リーダーシップ					
J.2.1 リーダーシップ及びコミットメント(5.1)	1. トップマネジメントは、次の事項について統率し、その結果について責任を持つこと。 a) 事業者の戦略的な方向性と両立した、個人情報保護方針及び個人情報保護目的を確立する。 b) 個人情報保護マネジメントシステムの要求事項を事業者の業務手順に適切に組み入れる。 c) 個人情報保護マネジメントシステムに必要な資源を確保する。 d) 有効な個人情報保護マネジメント及び個人情報保護マネジメントシステム要求事項への適合の重要性を利害関係者に周知する。 e) 個人情報保護マネジメントシステムを適切に運用できるようにする。 f) 個人情報保護マネジメントシステムが計画通りに実施できるように、従業員を指揮・支援する。 g) 継続的改善を促進する。 h) その他の関連する管理者がその職務領域において、統率力を発揮できるよう、その管理者に割り当てられた役割をサポートする。	「個人情報保護基本規程」	J.2.1	○	

個人情報保護マネジメントシステムJIPDEC指針適合状況監査チェックシート

作成日付	2023/1/11
実施日	2023/1/11
実施者	

分類	指針内容	監査部門チェック			
		記載規程	項番	適否	コメント
J.2.2 個人情報保護方針 (5.2.1、5.2.2、A.3.2.1、A.3.2.2)	<p>1. トップマネジメントは、次の事項を考慮して、個人情報保護方針を策定すること。</p> <p>a)事業の目的に対して適切であること。 b)J.3.2で定めた個人情報保護目的を含むか、又は個人情報保護目的の設定のための枠組みを示すこと。 c)個人情報保護に関連して適用される要求事項を実施すること。 d)個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善を実施すること。</p> <p>2. 個人情報保護方針を文書化した情報には、次の事項を含むこと。</p> <p>a)事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取得、利用及び提供に関すること[特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い(以下、「目的外利用」という。)を行わないこと及びそのための措置を講じることを含む] b)個人情報の取扱いに関する法令その他の規範の遵守 c)個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に関する事項 d)苦情及び相談への対応に関する事項 e)個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善に関する事項 f)トップマネジメントの氏名 g)制定年月日及び最終改正年月日 h)個人情報保護方針の内容についての問合せ先</p> <p>3. トップマネジメントは、個人情報保護方針を文書化した情報を、事業者内に周知するとともに、一般の人が入手可能な措置を講じること。</p>	「個人情報保護基本規程」	J.2.2	○	